

淡路広域水道企業団水道事業出納取扱金融機関に対する検査実施要綱

平成 24 年 4 月 1 日
告 示 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 5 第 1 項の規定に基づく出納取扱金融機関に対する検査について必要な事項を定める。

(検査事項)

第 2 条 出納取扱金融機関の検査は、淡路広域水道企業団水道事業の業務に係る公金の収納、支払の事務及び公金の預金の状況について行う。

(検査の実施時期)

第 3 条 検査の実施時期は、6 月 30 日及び 12 月 31 日現在により、それぞれ 2 か月以内に実施する。ただし、企業長が必要と認めるときは、この限りではない。

(検査の通知)

第 4 条 企業長は、検査の実施について出納取扱金融機関に対し、出納取扱金融機関検査通知書（様式第 1 号）により通知する。

(検査員)

第 5 条 企業長は、職員のうちから検査員を任命して検査を行わせる。

2 検査員は、2 人以上とする。

(検査員の心得)

第 6 条 検査員は、事実の認定、処理の判断及び陳述に当たっては、常に厳正かつ公正な態度を保持し、親切丁寧を旨としなければならない。

2 検査員は、不備事項の指示、指摘に終わることなく、出納取扱金融機関の公金取扱事務が淡路広域水道企業団会計規程に基づき公正かつ的確に処理されるよう指導する。

(検査の方法)

第 7 条 検査は、概ね別表の検査基準に従い行うものとし、検査員は、出納取扱金融機関の提出する書類、帳簿及び証拠書類により、公金の取扱いが適正に行われているかを検査する。

(検査結果の報告)

第 8 条 検査員は、出納取扱金融機関の検査をしたときは、遅滞なくその結果を記載した出納取扱金融機関検査報告書（様式第 2 号）を作成し、関係書類を添付して企業長に提出しなければならない。

2 企業長は、前項の検査報告書に基づき、出納取扱金融機関検査結果通知書（様式第 3 号）により出納取扱金融機関に通知するとともに、出納取扱金融機関検査報告書（様式第 4 号）により淡路広域水道企業団監査委員に報告する。

(検査結果に伴う措置)

第9条 企業長は、公金の取扱いについて不適切な事務処理が認められる場合には、当該出納取扱金融機関に、その取扱い事務について必要な措置を講ずるよう指導することができる。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

検査基準

検査項目	検査内容	摘要
1 公金の収納事務	(1) 収納金は遅滞なく正確に企業団の預金口座に預入されているか	収納済通知書と収支日計表との照合
	(2) 収納取扱金融機関が行った収納金の総括事務は遅滞なく正確になされているか	
	(3) 毎日の締切り後における収納金の取扱いの処理方法は適切か	
	(4) 公金の収納事務に関する通知文書の保管、整理はなされているか	納付書(原符)金融機関控の保管状況
2 公金の支払事務	(1) 振込依頼書による振替事務の手続は正確かつ迅速になされているか	口座振替依頼書との照合
	(2) 企業出納員が振出す小切手の受理後の事務処理は正確になされているか	当座預金の受払と支払票との照合
	(3) 隔地払による手続は正確かつ迅速になされているか	
	(4) 公金の組替は正確になされているか	組替通知との照合
3 公金の預金	(1) 預金の現在高は企業団の関係帳簿の残高と合致しているか	帳簿の照合
	(2) 普通預金と当座預金の受払は正確になされているか	小切手振出額との照合
	(3) 預金に対する利子の計算は正確になされているか	計算の基礎額の確認
4 その他	(1) 公金取扱手数料は正確に計算されているか	
	(2) 行印、派出行員の氏名及び使用する認印並びに現金出納に使用する印判は正確に通知されているか	

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

淡路広域水道企業団
企業長



出納取扱金融機関検査通知書

地方公営企業法施行令第22条の5第1項の規定に基づき、下記により検査を実施します。

記

- 1 検査の日時 年 月 日（ ） 時
- 2 検査の場所
- 3 検査員

- 4 検査の対象 年 月 日まで
- 5 検査の内容

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

淡路広域水道企業団

企業長

様

検査員 職・氏名

出納取扱金融機関検査報告書

地方公営企業法施行令第22条の5第1項の規定に基づき、出納取扱金融機関に対し下記により検査を実施しましたので報告します。

記

- 1 検査の日時 年 月 日（ ） 時
- 2 検査の場所
- 3 検査の対象 年 月 日まで
- 4 検査の結果

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

淡路広域水道企業団
企業長



出納取扱金融機関検査結果通知書

先ごろ実施した地方公営企業法施行令第22条の5第1項の規定に基づく検査の結果は、下記のとおりです。

記

- 1 検査の日時 年 月 日（ ） 時
- 2 検査の場所
- 3 検査員
- 4 検査立会人

- 5 検査の対象 年 月 日まで
- 6 検査の結果

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

淡路広域水道企業団監査委員 様

淡路広域水道企業団
企業長



出納取扱金融機関検査報告書

地方公営企業法施行令第22条の5第1項の規定に基づく出納取扱金融機関の検査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 検査の日時 年 月 日（ ） 時
- 2 検査の場所
- 3 検査員
- 4 検査立会人

- 5 検査の対象 年 月 日まで
- 6 検査の結果